

平成31年及び令和元年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）

～法務省の人権擁護機関の取組～

法務省の人権擁護機関（以下「人権擁護機関」という。）は、人権侵犯事件調査処理規程（平成16年法務省訓令第2号、以下「処理規程」という。）に基づき、人権を侵害されたという方からの申告等を端緒に、その被害の救済及び予防に努めている。

平成31年及び令和元年（暦年）における取組状況は、以下のとおりである。

○新規救済手続開始件数 15,420件

○処理件数 15,404件

【新規救済手続開始件数からみた特徴】

- ① インターネット上の人権侵害情報に関する事件数が、平成29年に次いで過去2番目に多い件数（1,985件）を記録
- ② セクシュアル・ハラスメントに関する事件数が445件で、前年に引き続き増加（対前年比 8.5%増加）

1 人権侵犯事件数（新規救済手続開始件数・処理件数）の動向

(1) 新規救済手続開始件数（図1）

新規に救済手続を開始した人権侵犯事件数は15,420件であり、前年から3,643件減少した。

（内訳）

- ◆ 公務員等の職務執行に関する人権侵犯事件数が4,483件
- ◆ 私人等に関する人権侵犯事件数が10,937件

(2) 処理件数（図2）

処理した人権侵犯事件数は15,404件であり、前年から3,532件減少した。

（内訳）

- ◆ 公務員等の職務執行に関する人権侵犯事件数が4,512件
- ◆ 私人等に関する人権侵犯事件数が10,892件

処理内訳別にみると、「援助」^(注1)が13,823件（全処理件数の89.7%）で最も多く、次いで「要請」^(注2)が508件（同3.3%）、「説示」^(注3)

が99件（同0.6%）、「調整」^{（注4）}が41件（同0.3%）となっている。

このほか、「措置猶予」^{（注5）}が17件（同0.1%）、「侵犯事実不存在」が5件（同0.03%）、「侵犯事実不明確」が694件（同4.5%）、「啓発」^{（注6）}を行ったものが34件（同0.2%）ある^{（注7）}。

（注1）法律上の助言を行ったり，関係行政機関や関係ある公私の団体等を紹介したりすること。

（注2）被害の救済又は予防について実効的な対応ができる者に対し必要な措置を執るよう求めること。

（注3）相手方の反省を促し善処を求めるため事理を説き示すこと。

（注4）当事者間の関係調整を行うこと。

（注5）事案の軽重や反省の程度，懲戒の有無等を考慮して措置を講じないこと。

（注6）事件の関係者や地域社会に対し，人権尊重に対する理解を深めるための働きかけを行うこと。

（注7）事件は1件で複数の措置を講ずる場合等があるため，処理件数と処理内訳の合計件数は必ずしも一致しない。

(3) 特別事件

新規に救済手続を開始した人権侵犯事件数のうち，特別事件（処理規程第22条に規定されている重大な人権侵犯事件）の件数は1,598件で，前年から17件増加した。

2 人権侵犯事件の類型別新規救済手続開始件数の動向

(1) 学校におけるいじめ事案（図3，4）

学校におけるいじめ事案は2,944件で，前年から11件減少したものの，全事件数の19.1%を占めており，最も高い割合となった。

(2) 暴行・虐待事案（図3，5）

暴行・虐待事案は2,298件で，全事件数の14.9%を占めている。このうち，児童虐待事案の割合が18.0%（413件）を占めている。

(3) プライバシー関係事案（図3，6）

プライバシー関係事案は2,197件で，全事件数の14.2%を占めている。

このうち，インターネットによる事案の割合が74.0%（1,625件）を占めている。

(4) 労働権関係事案（図3，7）

労働権関係事案は1,836件で，全事件数の11.9%を占めている。

このうち，パワー・ハラスメントに関する事案の割合が70.1%（1,287件）を占めている。

(5) 住居・生活の安全関係事案（図3，8）

住居・生活の安全関係事案は1,828件で、全事件数の11.9%を占めている。

このうち、相隣間における騒音等の相隣関係から生じる事案の割合が48.4%（884件）を占めている。

(6) 強制・強要事案（図3，9）

強制・強要事案は1,647件で、全事件数の10.7%を占めている。

このうち、セクシュアル・ハラスメントに関する事案の割合が27.0%（445件、対前年比8.5%増加）を占めており、前年に引き続き増加した。

(7) 教育職員関係事案（図3，10）

教育職員関係事案は983件で、全事件数の6.4%を占めている。

このうち、体罰事案の割合が14.3%（141件）を占めている。

(8) 差別待遇事案（図3，11）

差別待遇事案は636件で、全事件数の4.1%を占めている。

内訳では、同和問題（部落差別）に関するものが221件、障害者に関するものが163件、外国人に関する事案が72件、高齢者に関する事案が32件、HIV感染者等に関する事案が16件となっている。

このほか、性的指向に関する事案が6件、性自認に関する事案が6件ある。

3 その他特徴的な新規救済手続開始件数の動向

インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件（図12）は1,985件（対前年比3.9%増加）で、平成29年に次いで過去2番目に多い件数^{（注8）}を記録した（詳細は別添6）。

（注8）インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、統計報告要領で定められた区分とは異なる区分で件数を集計している。

4 添付資料

- (1) 平成31年及び令和元年中に法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた具体的事例（別添1）
- (2) 「人権侵犯事件」統計資料（平成31年及び令和元年）（別添2）
- (3) 「女性の人権ホットライン」統計資料（別添3）
- (4) 「子どもの人権110番」統計資料（別添4）

- (5) 「インターネット人権相談」統計資料（別添５）
- (6) 特集「インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件について」
（別添６）

図1

人権侵犯事件の新規開始件数の推移

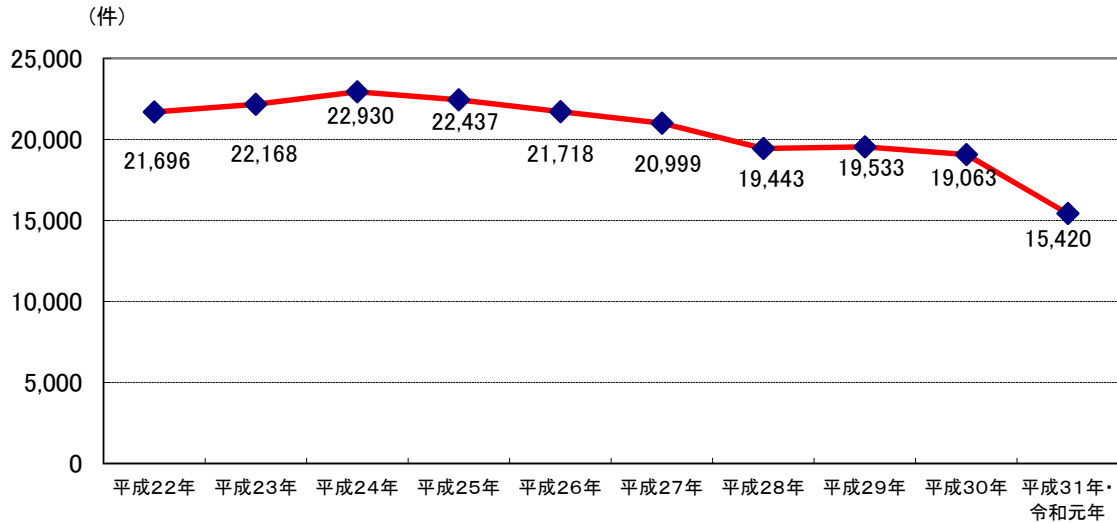


図2

人権侵犯事件の処理件数の推移

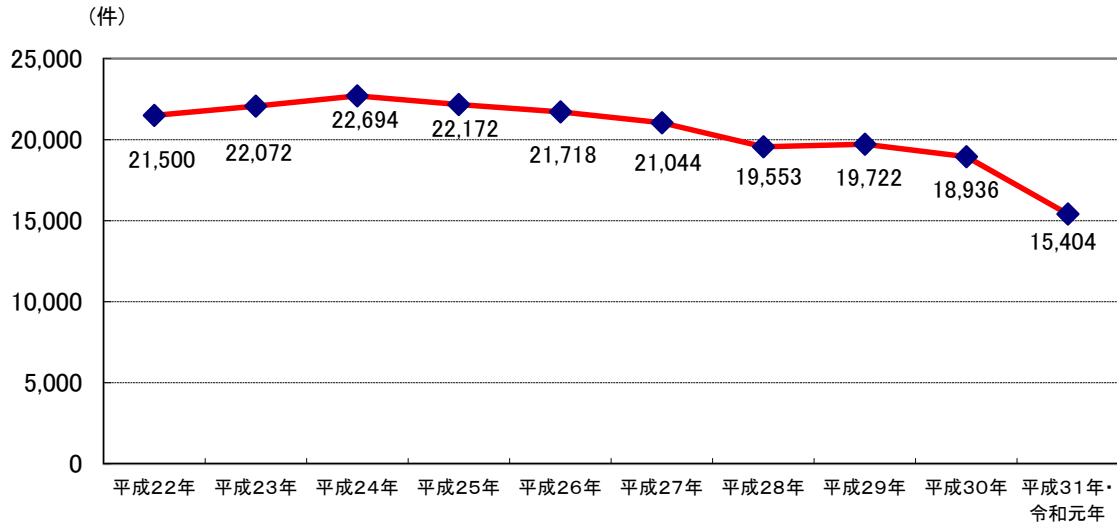


図3

人権侵犯事件の種類別構成比の比較

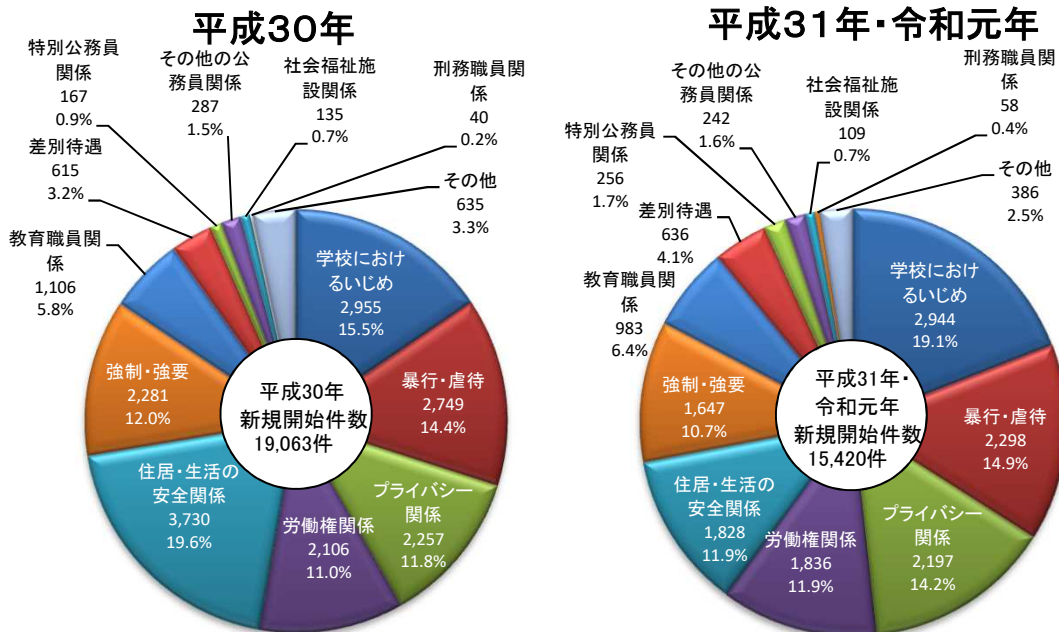


図4

学校におけるいじめ事案の推移

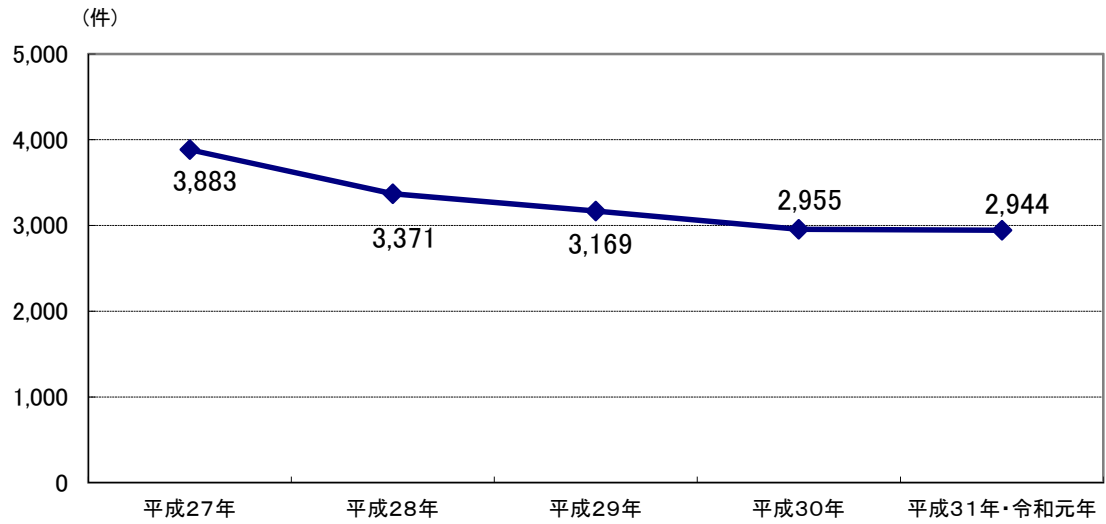


図5

暴行・虐待事案の推移

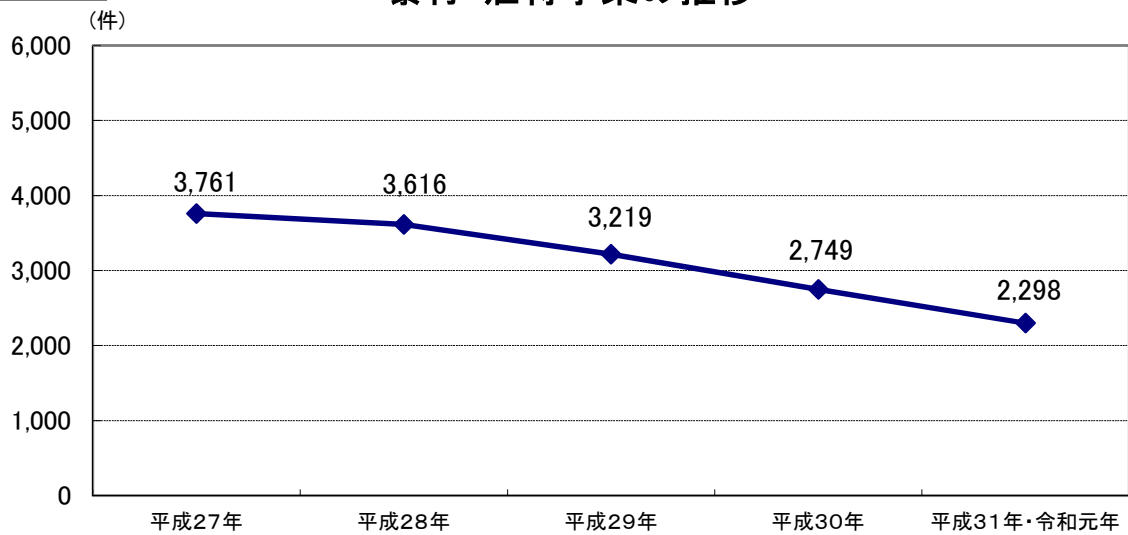


図6

プライバシー関係事案の推移

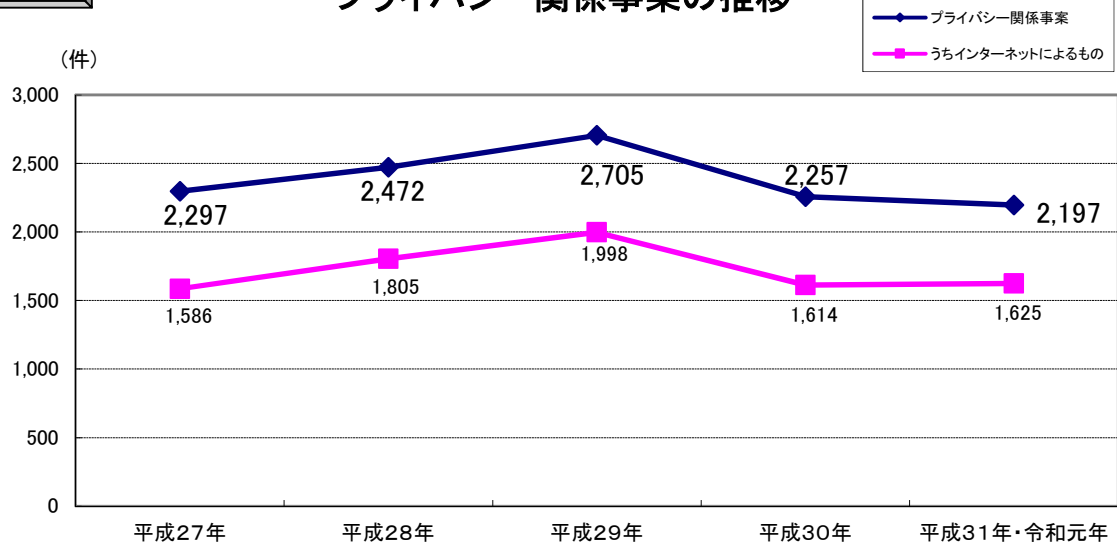


図7

労働権関係事案の推移

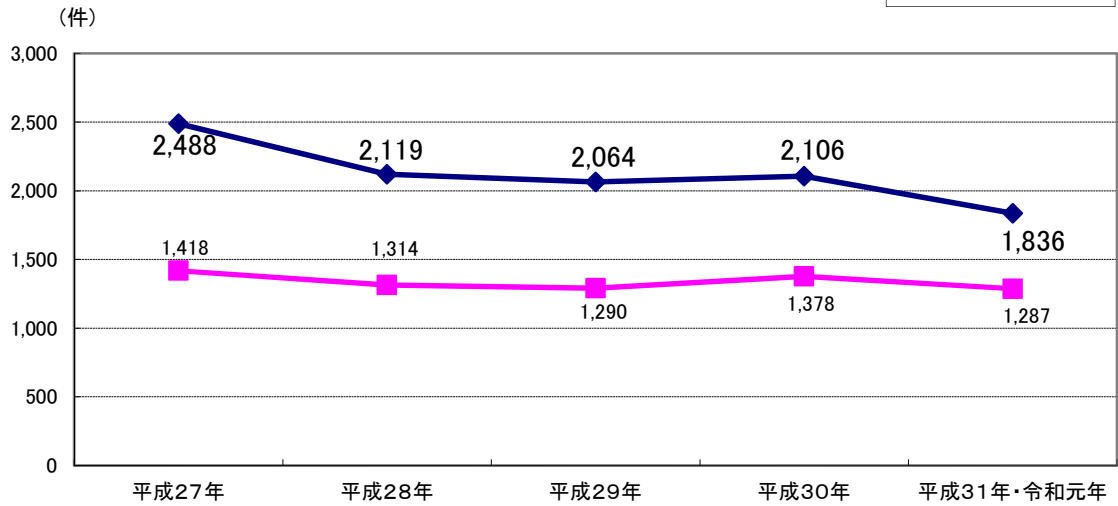


図8

住居・生活の安全関係事案の推移

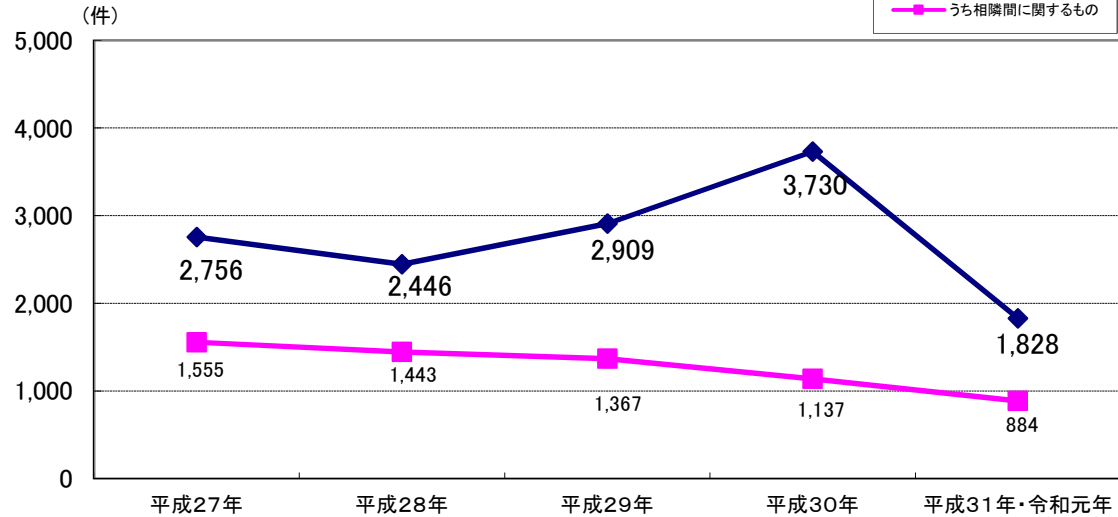


図9

強制・強要事案の推移

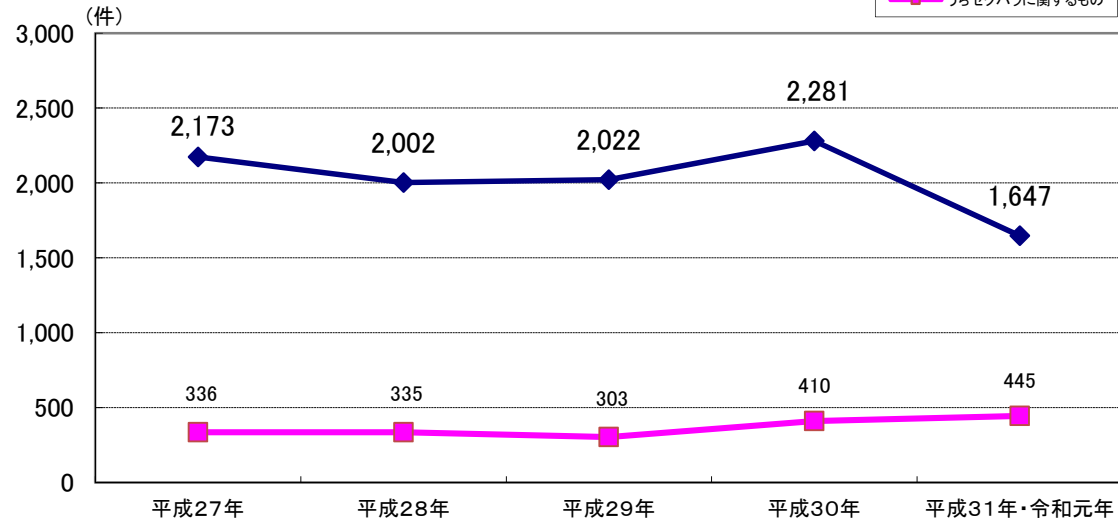


図10

教育職員関係事案の推移

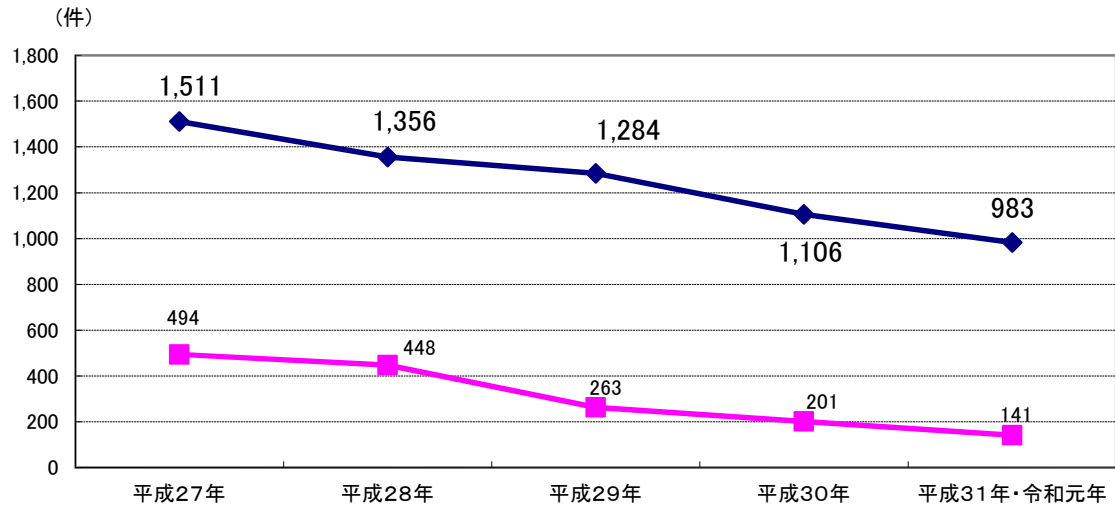


図11

差別待遇事案の推移

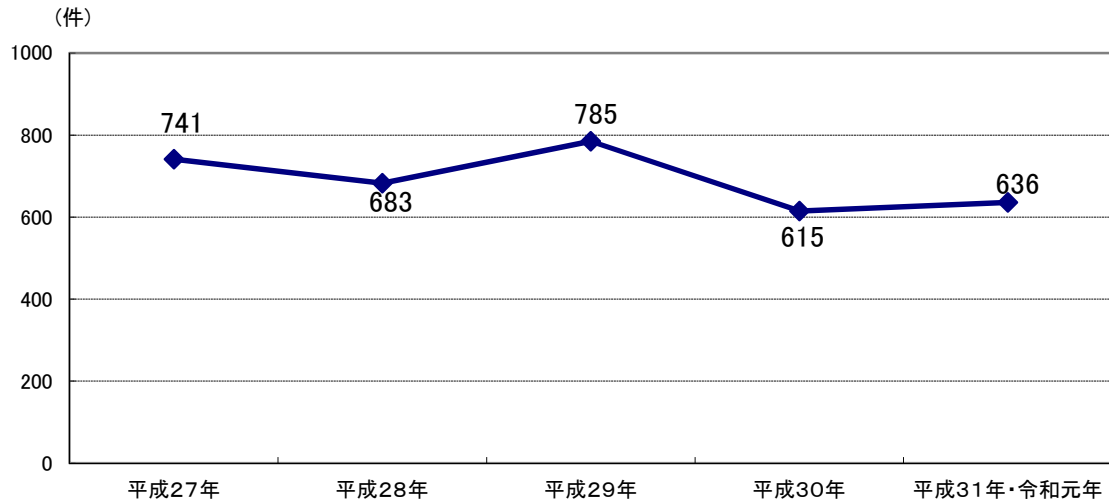
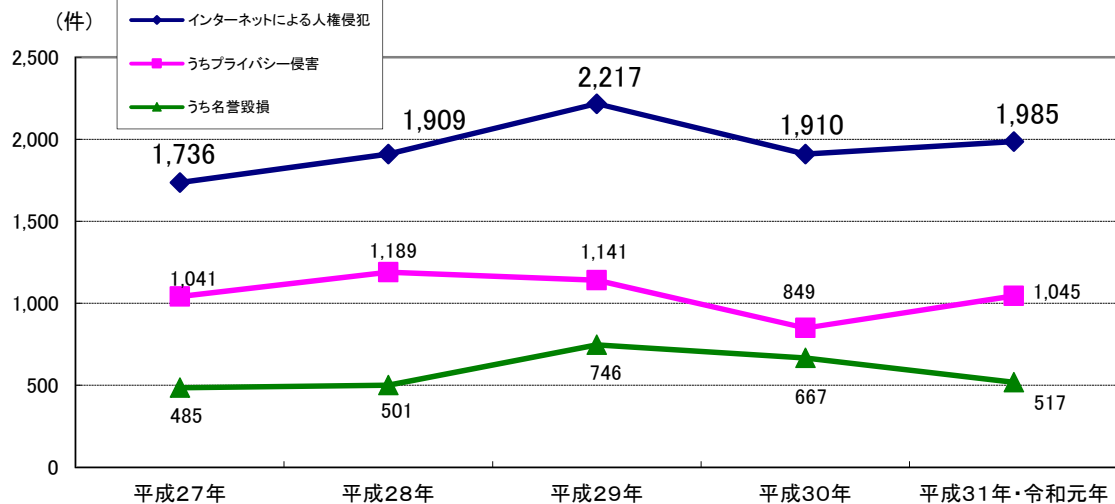


図12

インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の推移



平成31年及び令和元年中に法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた具体的事例

(学校におけるいじめ事案)

事例1 特別支援学校におけるいじめへの不適切な対応

特別支援学校に通う中学生が、他の生徒らから、必要以上に凝視されたり、つきまとわれたりするなどの嫌がらせ行為を継続して受けたことにより、不登校になったとして、被害者の親から法務局に相談がされた事案である。

法務局の調査の過程において、いじめについての認識が親と学校側とで相違することがうかがわれたため、法務局は、被害者の親及び学校側に対し、被害者の現在の状況、被害者に対する学校側の対応について、話し合いの場を設けることを提案した。

話し合いの場は、法務局担当者も同席して行われ、学校側は、被害者の担任教師に対し、被害者の気持ちに寄り添った対応をするよう指導するとともに、学校全体で再発防止に取り組む旨を約束し、両者の間に信頼関係を構築することができた。(措置：「調整」)

事例2 中学校におけるいじめ

学校で開催された人権教室により人権相談窓口を知った中学生から、友人が転校先でいじめを受けて自殺を考えているとして、インターネット人権相談受付窓口で相談がされた事案である。

緊急性が高い事案であると判断した法務局は、直ちに被害者の転校先の中学校に連絡を取り、被害者の状況を確認するとともに、情報提供を行い、被害者に対する見守り等、必要な対応を要請した。法務局はその後も被害者の状況把握に努めていたところ、被害者が精神的に安定し、自殺をする兆候がみられないことが確認できた。(措置：「援助」)

(暴行・虐待事案)

事例3 母親による子に対する虐待

小学生から、母親から食事を満足に与えられない、長時間ベランダに締め出されるなどの虐待を受けているとして、「子どもの人権SOSミニレター」が送付された事案である。

緊急性が高い事案であると判断した法務局は、直ちに小学校と児童相談所に連絡を取り、被害者の状況を聴取するとともに、情報提供を行い、必要な対応を要請した。その後、児童相談所は被害者を一時保護するに至った。

後日、一時保護された被害者の状況を児童相談所に確認したところ、健康状態は良好であり、法務局からの被害者に対するミニレターの返信について「励

まされた気がする。」と述べている旨を確認することができた。(措置：「援助」)

事例4 母親による子に対する虐待

中学生から、母親から殴る、蹴る、刃物を突きつけられるなどの虐待を受けているとして、インターネット人権相談窓口にご相談があった事案である。

緊急性が高い事案であると判断した法務局は、直ちに中学校及び児童相談所に連絡を取り、被害者の状況を確認するとともに、中学校を通じて被害者と面会し、被害状況を確認したところ、より深刻な状況にあることが認められた。そのため、児童相談所に対応を引き継ぐとともに、関係機関において情報を共有する体制を構築した。

法務局は、児童相談所への引継後も、被害者にメールを送り、継続して被害者の状況を把握することに努めていたところ、関係機関からの働きかけや、父を交えて家族内で話し合いをしたこと等により、母の暴力がなくなり、家庭環境が改善したことが確認できた。また、今後も、関係機関において、被害者の見守りを続けていくことを確認した。(措置：「援助」)

事例5 父親による子に対する性的虐待

中学生から、父親から性的虐待を受けているとして、「子どもの人権SOSミニレター」が送付された事案である。

緊急性が高い事案であると判断した法務局は、直ちに中学校及び児童相談所に連絡し、その後の方針について協議するとともに、学校において、児童相談所担当者とともに被害者との面談を行うこととした。法務局がミニレターを受領した2日後、被害者は児童相談所に一時保護されるに至った。

その後、被害者の両親が離婚し、被害者は母親と共に転居して生活していることや、学校、犯罪被害者支援センターなどの関係機関から適切な支援を受ける体制が構築されていることが確認された。(措置：「援助」)

(強制・強要関係)

事例6 私立幼稚園園長の教諭に対する行き過ぎた指導

私立幼稚園の教諭から、園長から業務時間外にもかかわらず、業務連絡のLINEメッセージを頻繁に送られる等のパワーハラスメントを受けている旨の申告がされた事案である。

法務局が調査した結果、園長が被害者に対し、業務時間外にもかかわらず、頻繁に緊急性のない業務連絡のLINEメッセージを送ったり、業務上の指導を行う際に、被害者を萎縮させる叱責や人格を否定する発言をたびたび行ったりした事実が認められた。そこで、法務局から園長に対し、今後、同様の行為を行わないよう説示した。(措置：「説示」)

事例7 職場の上司による部下に対するセクシュアル・ハラスメント

職場の上司から、職場の新年会の帰りに、性的発言を繰り返すセクシュアル・ハラスメントを受けたとして、法務局に相談がされた事案である。

法務局が調査した結果、上司は、被害者に対し、本件行為について謝罪はしたものの、セクシュアル・ハラスメントに対する認識が不足していることが認められた。

そこで、法務局は、上司に対し、本件発言が被害者個人の尊厳を傷つけるとともに、就業環境を害する行為であり、今後、同様の行為を繰り返すことのないよう説示した。(措置：「説示」)

(教育職員関係事案)

事例8 中学校教諭による体罰

中学校教諭が体罰を行っている旨の「子どもの人権SOSミニレター」が複数の生徒から法務局に送付された事案である。

法務局が調査した結果、当該教諭が、複数回にわたり、忘れ物をするなどした生徒に対し、授業中に椅子の上で一定の時間、正座をさせた事実が認められた。

そこで、法務局は、教諭に対して、当該行為は教育上の指導の限度を超える体罰に該当するものであり、その不当性を認識し、今後、二度と体罰を行わないよう説示するとともに、校長に対して、職員に対する指導をより一層徹底するよう要請した。(措置：「説示」「要請」)

(差別待遇事案)

事例9 映画館における障害者に対する不適切な対応

障害者から、映画館において障害者割引チケットを購入して入場しようとしたところ、従業員から、周囲に多くの来館者がいる中で、障害者手帳の提示を求められたとして、法務局に相談がされた事案である。

法務局の調査において、同映画館の支配人は、対象者を誰も見えない場所に案内して確認することはできない旨述べたが、法務局から、入場ゲート以外の窓口において確認することなどの対応を提案したところ、支配人はこれを了承した。

法務局は、被害者に対し、同映画館の対応について伝えたところ、被害者の理解が得られた。(措置：「調整」)

事例10 外国人に対する公園利用の妨害行為

公園で遊んでいた外国人の子どもが、近隣住民から英語で「うるさい(Noisy!)」、「帰れ(Go home!)」などと言われ、公園の利用を妨害されたとして、母親から法務局に相談がされた事案である。

法務局が調査した結果、近隣住民は外国人を差別する意識はないものの、騒音及び夜の公園利用についての配慮を望んでおり、被害者にその真意を伝えてほしいとの意向が示された。

そこで、法務局は、被害者に対してその真意を伝えたところ、被害者は理解を示し、近隣住民も、法務局の対応に納得し、安心した旨及び感謝の意が示された。(措置：「調整」)

事例11 インターネット上における同和地区の摘示

特定のウェブサイト上に、差別解消目的を標榜し、紀行文の体裁を取りつつ、特定の地域の風景や建造物の写真とともに、地名を記載し、当該地域が同和地区であるなどと指摘する記事が掲載されているとして、法務局に情報提供がされた事案である。

法務局が調査した結果、当該記事は、個人のプライバシー、名誉、不当に差別されない法的利益等を侵害するおそれが高く、人権擁護上問題があると認められたため、法務局から当該記事を掲載した者に対して、当該情報を摘示することの不当性を認識し、十分自戒するとともに、人権尊重の理念について正しい理解を深め、今後、二度と同様の行為を行うことのないよう説示した。(措置：「説示」)

(住居・生活の安全関係事案)

事例12 地縁団体の役員らによる嫌がらせ

地縁団体の役員らが、その総会において、出席者に対して被害者を誹謗・中傷する文書を配布したり、被害者に会議資料を配布せず、また、意見を述べようと挙手した被害者を無視したりするなど、役員らから嫌がらせを受けたとして、被害者から法務局に相談がされた事案である。

法務局が調査した結果、当事者間の紛争は、当該地縁団体を運営するための規約が発端となっているものと認められたことから、法務局が仲介して、双方の話合いの場を設けたところ、当事者間の対立が解消され、紛争の解決に至った。(措置：「調整」)

「女性の人権ホットライン」統計資料

○ 設置目的

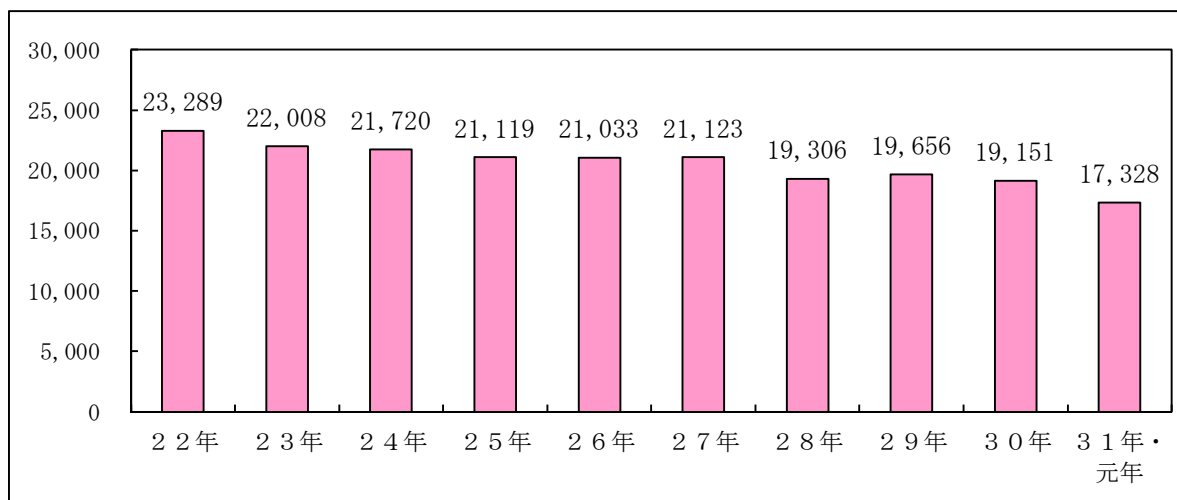
男女共同参画社会基本法の制定を踏まえ、性差別に起因する人権侵害の被害者の救済を推進するため、平成12年7月3日、全国50の法務局・地方法務局の本局に、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置し、夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等様々な女性の人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備した。また、相談者の利便の更なる向上のため、平成18年4月から電話番号を全国共通としている。

○ 各年の利用件数と主な相談内訳（平成27年～平成31年・令和元年）

相談内訳	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年
① 暴行・虐待	1,727	1,591	1,108	1,006	905
② 強制・強要 (セクハラ・ストーカー除く)	1,413	1,202	1,068	839	783
③ セクハラ	378	368	338	496	649
④ ストーカー	306	321	346	395	365
⑤ その他	17,299	15,824	16,796	16,415	14,626
合計(件)	21,123	19,306	19,656	19,151	17,328

注) ①から④までの件数は、女性を被害者とする相談の件数を計上している。

○ 利用件数の推移（平成22年～平成31年・令和元年）



「子どもの人権110番」統計資料

○ 設置目的

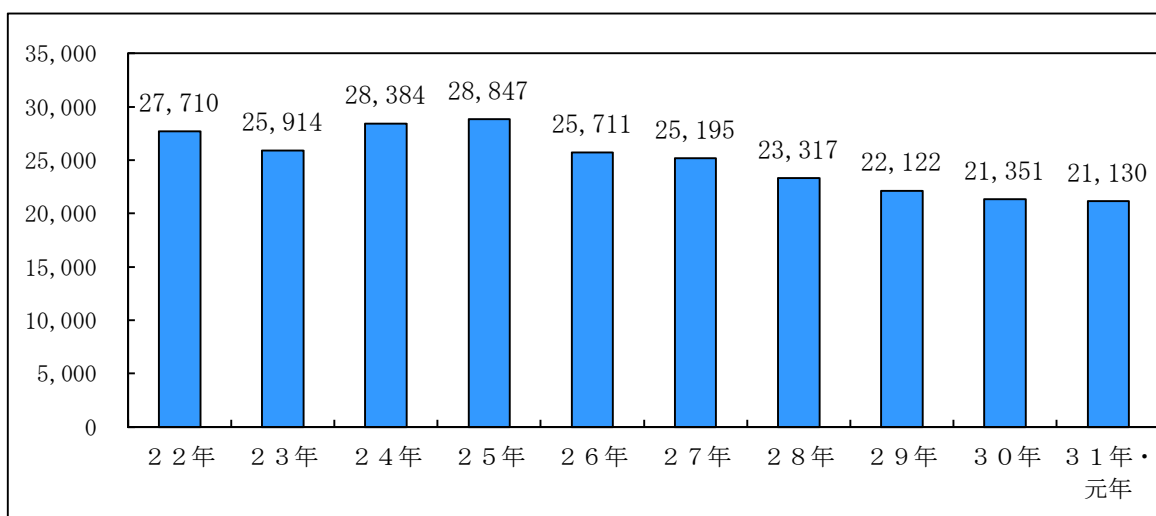
子どもをめぐる人権問題は、周囲の目につきにくいところで起こっていることが多く、被害者である子ども自身も、身近な人に話しにくいといった状況があることから、子どもが発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くため、全国50の法務局・地方法務局に、専用相談電話「子どもの人権110番」を設置し、いじめ、体罰、児童虐待等をはじめとした子どもの人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備したもの。また、相談者の利便の更なる向上のため、平成18年4月から電話番号を全国共通とし、平成19年2月からフリーダイヤル化している。

○ 各年の利用件数と主な相談内訳（平成27年～平成31年・令和元年）

相談内訳	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年
① 暴行・虐待	674	624	511	482	459
② いじめ	3,657	3,020	3,029	2,955	2,858
③ 体罰等	2,857	2,703	2,756	2,714	2,722
④ その他	18,007	16,970	15,826	15,200	15,091
合計（件）	25,195	23,317	22,122	21,351	21,130

注) ①の件数は、18歳未満の者を被害者とする相談の件数を計上している。

○ 利用件数の推移（平成22年～平成31年・令和元年）



「インターネット人権相談」統計資料

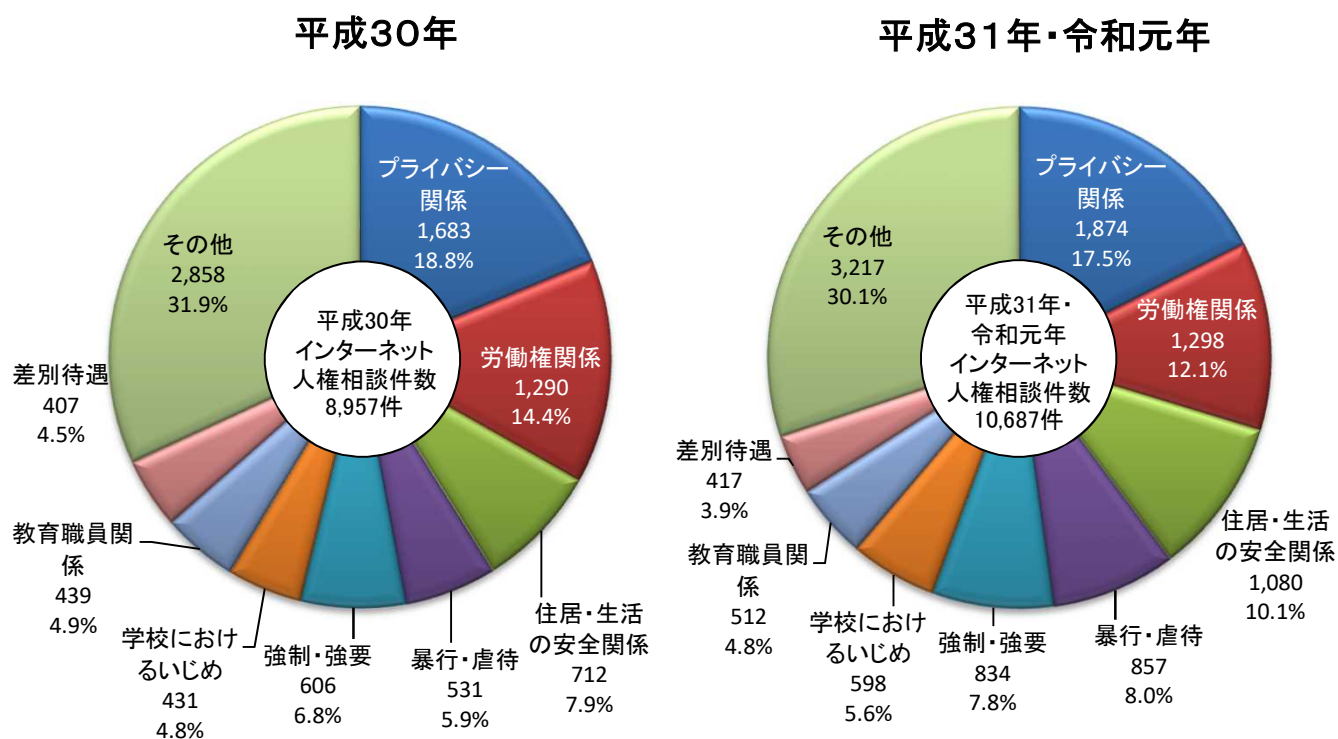
○ 設置目的

若年層を中心に広く電子メールサービス等インターネットが利用されている状況を踏まえ、相談しやすい体制の強化を目的として、平成19年2月から、インターネットを利用した人権相談受付システムを導入、運用している。

○ インターネット人権相談受付窓口 (<https://www.jinken.go.jp/>)

受付窓口は、子ども用(SOS-eメール)と大人用に分かれており、それぞれ、パソコンと携帯電話に対応している。また、平成28年3月からは英語及び中国語に対応した受付窓口を整備し、さらに、平成29年3月からはスマートフォンに対応した窓口を設置し、より利用しやすい環境の整備に努めている。

○ インターネット人権相談種類別構成比の比較



○ インターネット人権相談の特色

インターネット人権相談は、24時間いつでもフォームに入力して送ることができ、比較的気軽に人権相談のできる手段である。

人権相談の類型別内訳を見ると、他の手段も含めた全人権相談と比較して、プライバシー関係の相談の割合が高い(平成31年及び令和元年では、全人権相談におけるプライバシー関係の相談の割合は4.6%)。これは、プライバシー侵害、名誉毀損といったインターネット上の人権侵害情報に関する相談について、インターネット人権相談を利用することが多いためと思われる。

そのほか、相談者の年齢構成で見ると、高齢者の割合が極めて低く、18歳未満の児童の割合が高い。

なお、平成31年及び令和元年の特徴として、暴行・虐待に関する相談が前年から61.4%増加の857件となった。

インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件について

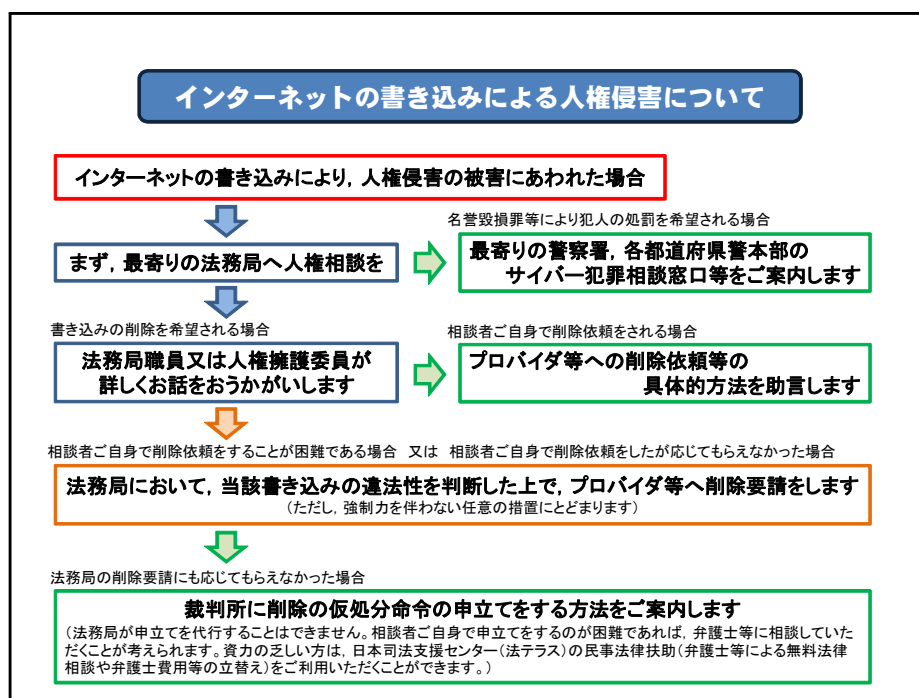
1 法務省の人権擁護機関の取組について

法務局・地方法務局では、人権相談等により人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査救済手続を開始し、被害の実効的救済に取り組んでいる。

インターネット上に流通する人権侵害情報は、一般に伝播性が高く、重大な被害を生じさせるおそれがあることから、特に迅速な対応に努めている。具体的には、人権擁護機関が被害者からの被害申告を受けた場合、速やかに該当するインターネット上の人権侵害情報を確認し、被害者自らが被害の回復・予防を図ることが困難な事情がないか検討した上で、そのような事情がない場合は、被害者に対し、プロバイダ等への当該侵害情報の削除依頼等の具体的な方法について助言するなどの「援助」を行っている。これは、表現の自由との関係などから、国の機関の関与なく被害を回復することが可能であればその方が望ましいとの考え方によるものである。

一方、被害者自らが被害を回復することが困難な事情が存在すれば、必要に応じて被害者や関係者から事情を聴くなどの調査を行うとともに、法令・判例に照らして違法性を判断し、名誉毀損やプライバシー侵害などとして違法性が認められる場合には、人権擁護機関から、プロバイダ等に対して当該情報の削除を要請している。

なお、人権擁護機関に被害の相談があった場合の具体的な対応については、下図のとおりである。

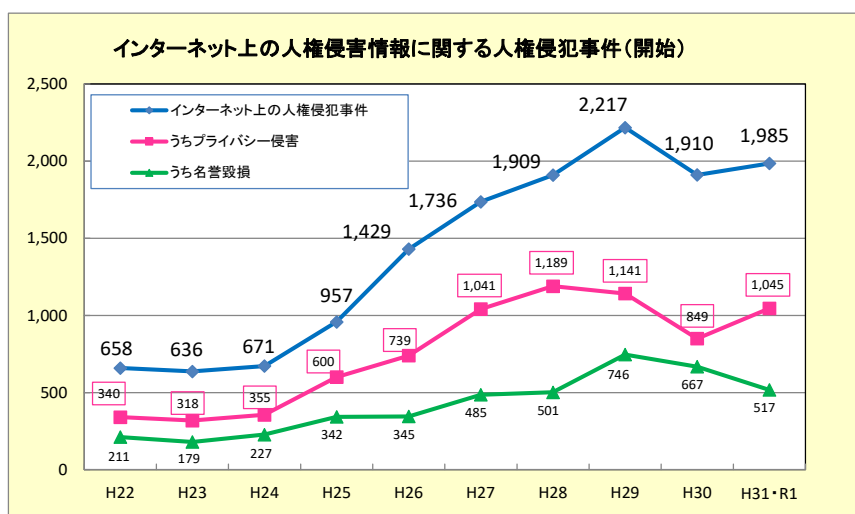


2 平成31年及び令和元年における人権侵犯事件の動向について

(1) 新規救済手続開始件数について

平成31年及び令和元年中に法務局・地方法務局において新たに救済手続を開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、前年の1,910件を75件上回る1,985件(3.9%増加)となっており、平成29年に次いで、過去2番目に多い件数である。

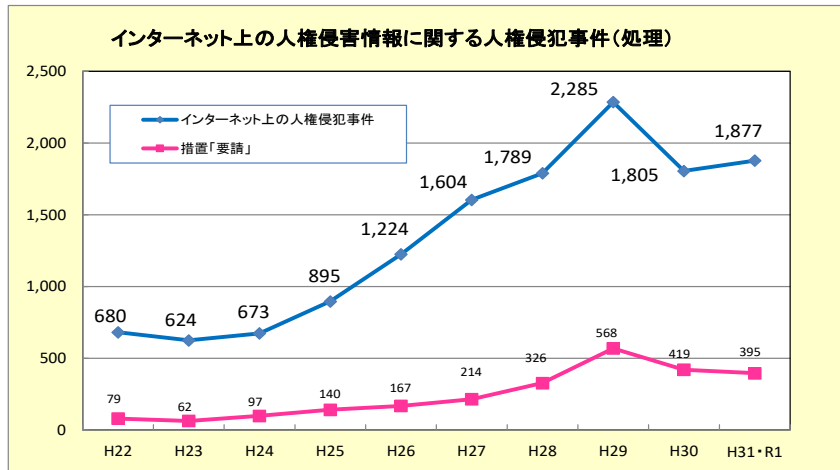
なお、このうち、プライバシー侵害事案が1,045件、名誉毀損事案が517件となっており、この両事案で全体の78.7%を占めている。



(2) 処理件数について

平成31年及び令和元年中に法務局・地方法務局において処理したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、前年の1,805件を件上回る1,877件(4.0%増加)である。平成29年に次いで、過去2番目に多い件数である。

当該事件の処理は、被害者に対しインターネット上の人権侵害情報を被害者自らが削除依頼する方法を教示するなどの「援助」が半数近くを占めるが、当機関がプロバイダ等に対し人権侵害情報の削除を求めるなどの「要請」を行った件数は、395件であった。



(3) 具体的事例について

当機関が平成31年及び令和元年に措置を行った人権侵犯事件には以下のような事例があった。

[事例1] インターネット上のプライバシー侵害及び名誉毀損

インターネット上の動画投稿サイトに、小学生の息子の動画が複数掲載されているとして、母親から法務局に相談がされた事案である。

法務局で調査した結果、当該動画は、公共交通機関内での被害者の様子が無断で撮影されたものであり、被害者のプライバシーを侵害し、又は名誉・信用等を毀損するものであると認められた。また、当該動画は、動画投稿アプリに掲載されたものが拡散したものであることも判明した。

法務局から、本件動画投稿サイト及び動画投稿アプリの各運営会社に対し、削除要請を行ったところ、当該動画の多くが削除された。(措置：「要請」)

[事例2] インターネット上のプライバシー侵害

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）において、なりすましアカウントにより被害者の氏名、住所、電話番号、学校名及び顔の画像等が掲載されているとして、法務局に相談がされた事案である。

法務局で調査した結果、当該アカウントは、そもそもなりすましにより作成されたものであることに加え、被害者のプライバシーを侵害するものと認められたため、法務局からSNSの運営会社に対し削除要請を行ったところ、当該アカウントは削除されるに至った。(措置：「要請」)

[事例3] インターネット上における識別情報の摘示

インターネット上の掲示板に、特定地域を同和地区であると摘示するとともに、当該地区の住民への差別を助長させるような内容が書き込まれている旨、法務局に情報提供がされた事案である。

法務局で調査した結果、当該書き込みは、特定地域の地域住民に対して、不当な差別的取扱いをすることを助長又は誘発するおそれがあり、人権擁護上問題があると認められたため、法務局からサイト管理者に対して削除要請を行ったところ、当該書き込みが削除された。（措置：「要請」）

3 さいごに

法務局・地方法務局では、上記のようにインターネット上の人権侵害情報に関する相談や被害申告等に対応するため、法務局での面談による相談窓口のほか、電話（みんなの人権110番：0570-003-110）、インターネット（<https://www.jinken.go.jp/>）でも相談に応じている。

また、インターネットによる被害を未然に防ぐため、「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、各種人権啓発活動を実施しており、啓発教材「あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権（三訂版）」や、啓発ビデオ「インターネットと人権～加害者にも被害者にもならないために～」等の啓発資料を法務省ホームページ等（<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>）で公開している。

加えて、青少年を中心に深刻化するインターネットを悪用した人権侵害への取組として、中学生などを対象に携帯電話会社等の実施するスマホ・ケータイ安全教室と連携した人権教室を実施するなどの人権啓発活動に取り組んでいる。

